

令和5年 第5回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和5年5月25日 午後2時00分から午後4時06分
2. 開催場所 201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	欠		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	小川 邦雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田 全弘	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀	主事	蛭間 祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和5年第5回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 新井 雅之 委員 小川 邦雄

11. 議決事項及び議事の要領

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は紺屋の折戸です。地目は畑で地積は合計で874㎡です。譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るため、契約の内容は贈与による所有権移転です。

現地調査の結果、農地に雑木、トイレ、物置、盛土が見られましたが、代理人を通じて譲受人に確認したところ、これらの物は現在の所有者が設置したものであり、許可後に譲受人において耕作できるように撤去するとのことでした。現在の所有者が設置したものであり、譲受人において是正するとのことなので、やむを得ないものと考えます。

全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 栗原委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲受人の経営面積等は、議案書に記載のとおりです。本人に面接したところ、自動車整備業と農業の兼業とのことでした。申請地は事務局の説明のとおり、雑木、トイレ、物置、残土による盛土があり、本人は許可後に撤去し耕作すると話しておりました。

小委員会では、許可後に譲受人が撤去するのでやむを得ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

委員 委員の説明にあった残土による盛土について、事務局から説明をお願いします。

事務局 雑木の高さに高さ1mくらいの盛土があります。代理人を通じて譲受人に確認したところ、譲受人はこの盛土についても撤去し、耕作したいと言っております。

委員 譲受人は自動車整備業との兼業であるとのことですが、雑木を伐採して処理するのに費用が沢山掛かるように思えます。資力の担保について、上申書のようなものを提出させるのか、事務局でどのように把握しているのかお聞かせください。

事務局 撤去費用の資金計画等については、法定化された様式・文書等が無いためにそこまでは求められませんでした。口頭で確認した上で、申請書の「その他」の欄に、雑木、トイレ、物置、盛土を撤去する旨を記載させました。

- 委員 以前は5条許可の場合でも、物置の撤去等是正をさせてから許可していましたが、今後の方向性として、是正を前提とするならば是正前でも許可するのか伺いたいと思います。
- 事務局 過去に5条の議案を審議する際に、転用に際し是正される場合は、事前に是正を求めないことを県に確認しております。
- 委員 説明では地盤が砂利とのことですが、土壌状態が農地として活用できることの確認をとった方がよいと思います。
- 事務局 現地を確認した際には、砂利の深さまでは調べられなかったもので、復元方法等を確認し、次回以降の総会で審議していく方向にさせていただければと思います。
- 委員 譲受人に対し、農地に復元することに関し、期限を決めたり文書を出させているのか確認したいと思います。
- 事務局 申請書に是正する旨を記載させましたが、期限は定めておりません。
- 事務局 事務局としては、復元可能と判断させていただき、この農地の遊休農地化を防ぐためにも、申請書に是正する旨を記載させ、今回議案とさせていただきましたが、より農業に詳しい委員さんからご指摘があったことから、調査するお時間をいただき、譲受人から復元計画書を提出させる等の措置を考えたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。
- 議長 砂利については調査不足があり、申し訳ないと思いますが、この議案は保留するというところでどうでしょうか。
- 委員 申請人をある程度信用する、という考えもあると思います。
- 委員 期限を定めるなど、具体的な内容の文書を提出させることにより、許可をするということも考えられると思います。
- 委員 トラクターでうなえないような農地であれば、問題があると考えますので、委員の皆さんの考えでよいのではないのでしょうか。
- 事務局 議案とさせていただいた際は、比較的簡単に復元できると思われましたが、委員さんの説明ではそうではないとのことなので、譲受人から復元計画書を提出してもらい、委員さんから見ても計画の内容で耕作できるようになると判断できるようになれば、その時点でもう一度ご審議いただければと思います。
また、転用についても県に確認したところ、転用計画の中で転用行為が実施されれば違反が無くなるようなものについては、例外的に是正までは求めないということであり、転用後に違反が残るようなものまでは認められないとの見解を得ています。
- 議長 他に意見は無いようですので、採決を行います。
議案第21号農地法第3条の規定による許可申請については、保留と決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第21号については保留と決定します。

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は石井の下石井です。地目は畑で地積は498㎡です。
譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は浅羽の上宿、ほか3筆です。地目は畑で地積は合計で368㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は浅羽の石原です。地目は田で地積は319㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場で、契約の内容は使用貸借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は小山のヤハタ、ほか1筆です。地目は畑で地積は合計で299.69㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は戸口の田町です。地目は畑で地積は349㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、看板がありましたが住宅が建てられることにより撤去されるので、やむを得ないと考えます。その他については、草等伸びておらず、適正に管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は森戸の中田、ほか1筆です。地目は田で地積は合計で1,805㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由はグラウンド(敷地拡張)で、契約の内容は賃借権設定です。

現地を確認しましたが、草等あまり伸びておらず、管理されておりました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請目的が、第1種農地の不許可の例外である既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第35条第5号に該当すると考えます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水についてはグラウンドのため地下浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 勝呂地区 野口委員

2番、3番 坂戸地区 鹿ノ戸委員

4番 入西地区 齊藤委員

5番 入西地区 新井委員

6番 大家地区 小川委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は現在川越市に住んでおり、草刈等農地の管理のために川越

から通っています。申請地の奥が以前転用の許可を受けた場所で、周辺は宅地化されており、近隣には農地がないため近隣の営農に影響はあまません。

小委員会では、周辺が宅地化されており、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件の申請地は、前回ご審議いただいた場所の隣接地で休耕状態です。譲渡人は議案に記載のとおりであり、申請地は市街化区域に近く、線路や住宅地に囲まれ、近隣への営農への影響はありません。

小委員会で協議した結果、転用はやむを得ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 3番案件の譲渡人と譲受人は、議案に記載のとおりです。申請地は現在休耕地となっております。転用の事由については、当寺院は参拝者が多く、300軒を超える檀家があり、法要の際には車で参拝し高齢者が多いため、安全のために道路を横断することのないように、寺院に隣接した駐車場が必要となります。

周辺農地への影響がないことから、小委員会で協議した結果、転用はやむを得ないこととなりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 4番案件の申請地は、県道沿いです。譲渡人2人のうち面積が大部分を占める筆の所有者は、農業の経験がなく、農地の保全管理のみを行っています。周辺農地への影響はなく、小委員会では、転用はやむを得ないということですので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 5番案件の譲渡人は、市内に住んでおりますが、後継者もなく本人も農業をやる意思がないとのことです。申請地は、雑草が無く管理されている状態です。また、道路や水路で分断されているため、周辺農地への影響はないと考えます。

小委員会では、転用はやむを得ないということですので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 6番案件の譲渡人は相続のため申請地を所有し、申請地は長年休耕地となっております。今回の申請は、過去に許可を受けたグラウンドが手狭になったための敷地拡張であり、周辺農地への影響は無いと思われれます。

小委員会で協議した結果、転用はやむを得ないこととなりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

委員 6番案件の契約内容は、賃借権設定で許可日から5年間と短い気かしますが、5年間の賃貸借期間が終わり更新しなかった場合は、この農地はどうなるのでしょうか。

事務局 この案件は一時転用ではないので、許可後に雑種地に地目変更されることが、一般的であると思われれます。賃貸借が更新されない場合も農地以外で使用されることが一般的であると思われれますが、農地に戻される可能性もあります。

議長 他に質疑が無いようですので、採決を行います。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思われれますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第22号は、許可相当と決定します。

議案第23号 坂戸市農業委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定について

議 長 議案第23号 坂戸市農業委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 令和5年4月1日より個人情報の保護に関する法律の一部改正された部分が施行されました。法律の改正に伴いまして、坂戸市農業委員会個人情報の保護に関する規程につきまして古い規程を廃止し、新しい規程を制定したところです。

改正後の法律については、「行政機関の長等は保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」とされていることから、坂戸市農業委員会の保有する個人情報の安全管理のために必要な措置について定める必要があるため、今回議案としてご審議いただきまして、委員の皆様からのご承認をいただきたいと考えております。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第23号 坂戸市農業委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程の制定については、原案のとおり決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第23号については、原案のとおり決定します。

議案第24号 令和4年度最適化活動の点検・評価について

議長 議案第24号 令和4年度最適化活動の点検・評価について、事務局より説明してください。

事務局 農林水産省の通知により、各委員は、毎年度記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の達成状況について、自ら点検・評価するとともにその結果を農業委員会に提出し、農業委員会は、委員から提出された点検・評価の結果を総会において点検・評価し、その結果を各委員に通知することとなっております。

また、農業委員会は、毎年度総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検評価することとなっております。

(詳細についてはホームページで公開されている添付資料により説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

委員 集積については、委員として活動しているのですが、なかなか評価に現れにくいと思います。担当地区で小麦を作るようにアドバイスしたり、地元の農業者と話をしているのですが、そうした目に見えない活動の扱いは、どのようにしたら良いですか。

事務局 集積面積については、認定農業者等の担い手が借りた農地等が対象ですが、利用調整については、そうした制限はないので、利用調整活動として1回カウントできます。活動日数については日数でカウントするので、1日に2回活動しても、1日カウントとなります。

議長 では、採決を行います。議案第24号 令和4年度最適化活動の点検・評価については、原案のとおり決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。
よって、議案第24号は原案のとおり決定いたします。

議案第25号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第25号 農用地利用集積計画（案）について審議します。
なお、1番及び28～30番案件につきましては、農地利用最適化推進委員に
関係する案件となり、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定を準用した議事
参与の制限に該当し、33番案件については、農業委員が関係する案件となるた
め、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しま
す。

はじめに1番、28～30番及び33番案件を除いて、審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 **【農用地利用権設定申出状況により説明】**

5月分の農用地利用権設定申出は、更新は27件、59筆で、面積は57,803㎡です。新規の一般分は12件、27筆で、面積は15,974㎡、新規の農地中間管理事業分は1件、1筆で、面積は968㎡です。合意解約は、一般分のみで2件、9筆、3,874㎡です。

令和5年6月1日設定後の利用集積面積の算出に際しては、今回新規設定した農地中間管理事業分の契約始期が8月1日のため今回は算入せず、また、今月が終期ですが更新せずに終了する面積が71,808.06㎡あるため、合計3,286,850.46㎡となります。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第25号農用地利用集積計画（案）のうち、1番、28～30番及び33番を除いた案件については、については、原案のとおり決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。よって、議案第25号のうち、1番、28～30番及び33番を除いた案件については、については、原案のとおり決定します。
続いて、1番案件について審議いたします。議事参与の制限を準用する農地利

用最適化推進委員には、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長 事務局から説明してください。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

1 番案件については、農地利用最適化推進委員が関係する案件となっており、利用権設定を更新するものです。

議 長 ご質疑等がございますか。

無いようですので、採決を行います。

議案第 2 5 号農用地利用集積計画 (案) についてのうち 1 番については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第 2 5 号のうち 1 番については、原案のとおり決定します。

(該当委員着席)

議 長 続いて、2 8 ～ 3 0 番案件について審議いたします。議事参与の制限を準用する農地利用最適化推進委員には、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長 事務局から説明してください。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

2 8 ～ 3 0 番案件については、農地利用最適化推進委員の配偶者が関係する案件となっており、利用権設定をするものです。

議 長 ご質疑等がございますか。

無いようですので、採決を行います。

議案第 2 5 号農用地利用集積計画 (案) についてのうち 2 8 ～ 3 0 番については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第 2 5 号のうち 2 8 ～ 3 0 番については、原案のとおり決定します。

(該当委員着席)

議 長 続いて、3 3 番案件について審議いたします。議事参与の制限に該当する農業委員には、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長 事務局から説明してください。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

33番案件については、農業委員が関係する案件となっており、利用権設定をするものです。

議長 ご質疑等がございますか。

無いようですので、採決を行います。

議案第25号農用地利用集積計画(案)についてのうち33番については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。よって、議案第25号のうち33番については、原案のとおり決定します。

(該当委員着席)

議案第26号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長 議案第26号 農用地利用集積等促進計画(案)について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画(案)により説明】

この議案は、今まで農用地利用配分計画という名称でしたが、本年4月1日に改正法が施行され、名称が変更されました。

内容は、議案第25号の農用地利用集積計画で農地中間管理事業分として設定申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画を設定するものです。面積につきましては、合計6,724㎡で、契約の始期は8月1日です。詳細については、資料のとおりです。この内容につきまして、坂戸市長から意見を求められましたので、ご審議をお願いするものです。

議長 ご質疑等がございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第26号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第26号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

報告第5号 専決処分の報告について

報告第6号 農地法第5条第1項第7号に係る事業計画書について

議長 報告第5号 専決処分の報告について及び報告第6号 農地法第5条第1項第7号に係る事業計画書について、事務局より説明してください。

事務局 報告第5号ですが、今月の専決処分は、農地法第3条の3の届出3件、第5条の農地転用届出2件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

報告第6号 農地法第5条第1項第7号に係る事業計画書につきましては、い

わゆる許可不要案件で、1番は坂戸、鶴ヶ島消防組合が行う坂戸消防署東分署建設工事のための転用で、2番は坂戸、鶴ヶ島水道企業団が、資材置場として一時転用を行うものです。

議 長 ご質疑等がございますか。
 (質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和5年第5回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年5月25日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員